

認定呼称使用規定

一般社団法人アクアミネラーレ協会

1. 認定呼称の所有

認定呼称の商標は、(社)アクアミネラーレ協会が所有しています。
認定呼称の管理及び使用方法の規定は、(社)アクアミネラーレ協会が行ないます。

2. 認定呼称の使用規定

2-1. 認定呼称を使用できる対象者

認定呼称はアクアミネラーレ協会により資格認定された対象者が使用できます。
認定呼称を第三者に譲渡または貸与することはできません。

2-2. 認定呼称 ※名刺などに資格名を記載する場合は必ず以下の通り記載してください。

(1) アクアアドバイザーに認定された対象者

① 日本語の場合下記いずれか

アクアミネラーレ協会認定 アクアアドバイザー
一般社団法人アクアミネラーレ協会認定 アクアアドバイザー

② 英語の場合下記いずれか

AQUAADVISER A. M. J. A. reg.
AQUAADVISER Aqua Minerale Japan Association reg.

(2) アクアマエストロに認定された対象者

① 日本語の場合下記いずれか

アクアミネラーレ協会認定 アクアマエストロ
一般社団法人アクアミネラーレ協会認定 アクアマエストロ

② 英語の場合下記いずれか

AQUAMAESTRO A. M. J. A. reg.
AQUAMAESTRO Aqua Minerale Japan Association reg.

3. 認定呼称の使用取消

次に該当する場合には認定呼称の使用許可を取り消すことがあります。

(1) 本規定に反して認定呼称を使用したとき。

4. その他

本規定にない事項については、(社)アクアミネラーレ協会の判断によるものとします。
認定呼称使用規定は、予告なく内容変更・追加・削除を行なう場合があります。

【問い合わせ先】

一般社団法人アクアミネラーレ協会 事務局

Tel: 03-3790-3019 Fax: 03-5466-0082

E-mail info@aquamineralre.jp